

計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程（認定 - 法 B - 計量法登録）改正要旨

平成 18 年 12 月 14 日
認定センター

1. 主な改正内容

- (1) 第 17 条第 2 項中「所在地（住居表示を含む。）」を「所在地の住居表示」に変更。
- (2) 別表第 1 中「密度・屈折度」を「密度・屈折率」に変更。
- (3) 別表第 3 の左欄「長さ」に係る中欄下段の文章中「及び」を「、」に修正し、「平面度基準板」の後に「及び校正用表面性状標準片」を追加。
- (4) その他字句修正。

2. 改正理由

- (1) 事業所の所在地変更は、住居表示を変更したときに限って変更の届出の対象となることを明確にするため（所在地を物理的に変更するときは登録の申請が必要。）。
- (2) JCSS 等技術委員会密度分科会の助言に基づき、別表第 1 に掲げる登録に係る区分の名称の一部変更が必要となったため。
- (3) 長さに係る計量器の校正等の開始に伴い、別表第 3 に掲げる計量器の校正等に用いる特定標準器による校正等をされた計量器又は標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器又は標準物質（常用参照標準）の校正等の期間の追記が必要となったため。

以 上